

住民監査請求に対する監査結果をお知らせします  
(元首相の国葬の出席・参列に要する費用に関する住民監査請求)

令和4年9月15日付けで提出された安倍元首相の国葬の出席・参列に要する費用に関する住民監査請求について、川崎市監査委員は、地方自治法第242条第5項の規定に基づき監査を実施しました。

その結果として、市長及び議長の本件国葬の出席に係る費用の支出は、いずれも違法又は不当な公金の支出にあたるとは認められず、棄却となりましたので、次のとおり概要をお知らせします。

1 請求人

市民75人

2 請求内容

本件措置請求は、令和4年9月27日に举行される故安倍晋三国葬儀が日本国憲法に照らして違憲であること及び国葬儀を実施するについて法的根拠がない違法な政治活動であることから、国葬儀に関連して支出される公費もまた違憲・違法な支出となるとして、市長及び議長が出席・参列するに際して、市長、議長及びその随行職員に公金を支出することを差し止める措置をとるよう求めるものである。

また、市長及び議長が公務として国葬儀に出席した場合は、その損害を補填すべく、市長らに支出された金額の返還を請求するよう求めるものである。

3 監査対象

総務企画局、議会局

4 経過

請求書受理日 令和4年9月15日(木)

監査結果公表日 令和4年11月11日(金)

5 監査結果

棄却(請求に理由がない旨判断したもの)

※本件住民監査請求の結果については、11月11日(金)から監査事務局のホームページ(<https://www.city.kawasaki.jp/920/page/0000122163.html>)に掲載しています。

【問合せ先】

○監査結果について

川崎市監査事務局行政監査課 藤村  
電話 (044)200-3437

○関係課

川崎市総務企画局秘書課 菊池  
電話 (044)200-2012

川崎市議会局庶務課 若林  
電話 (044)200-3366